

「カタログ編集著作物」著作権・著作者人格権侵害損害賠償請求事件：東京地裁平成26(ワ)22603・平成28年2月16日（民46部）判決<一部認容>

【キーワード】

表現の著作物性，個性の発揮，思想又は感情の創作的表現，編集著作物の複製権・翻案権・譲渡権，氏名表示権・同一性保持権，民法709条・著作権法114条2項・3項（損害額の推定・使用料相当額）

【主 文】

- 1 被告は，原告に対し，180万円及びこれに対する平成25年11月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを5分し，その1を原告の，その余を被告の各負担とする。
- 4 この判決は，第1項に限り，仮に執行することができる。

【事案の概要】

本件は，別紙カタログ目録記載1のカタログ（以下「原告カタログ」という。）の著作権者である原告が，同目録記載3のカタログ（以下「被告カタログ」という。）を被告が作成，配布した行為が原告の著作権（編集著作物である原告カタログ全体並びにこれに掲載された文章及び図表に係る複製権又は翻案権及び譲渡権）並びに著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）の侵害に当たると主張して，被告に対し，民法709条及び著作権法114条2項，3項に基づき，損害賠償金の一部である1000万円及びこれに対する不法行為の後である平成25年11月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお，書証の枝番は省略する。以下同じ。）

(1) 当事者

- ア 原告（株式会社ジャパンコーラー）は，アメリカ合衆国のK o h l e r C o .（以下「米国コーラー社」という。）の日本正規代理店として，米国コーラー社製品の輸入販売を行う株式会社である。（甲3）
- イ 被告（日鉄住金物産マテックス株式会社）は，鉄鋼・非鉄その他金属の製造加工関連設備，機器及びそれらの関連資材の販売，仕入販売代行業及び輸出入業等を行う株式会社であり，米国コーラー社の販売代理店である。

(2) 原告カタログ

ア(ア) 原告は，原告カタログの旧版である別紙カタログ目録記載2のカタログ（以下「旧原告カタログ」という。）を制作する際，①株式会社フェアグラウンドに対して製品説明の文章の作成を，②Xに対してレタッチ及び写真

撮影を、③株式会社MONDESIGN Japan（以下「モンデザイン」という。）に対して全体的なデザインをそれぞれ依頼し、上記①につき平成23年4月頃、②につき同年5月頃、③につき同年6月頃、各成果物を受領し、その際、各成果物に係る著作権の譲渡を受けた。（甲9，15，21）

(イ) 原告代表者及び従業員は、職務上、原告カタログを企画して作成し、平成25年1月30日、原告名義を付して完成させた。その際、原告の従業員らは、上記のデザインを利用した上でレイアウト作業をモンデザインにさせるとともに、上記の写真の一部及び製品説明の文章を利用して原告カタログを作成した。モンデザインは、原告に対し、上記レイアウト作業に係る成果物の納品時に、この成果物の著作権を譲渡した。（甲3，15）

イ 原告カタログは、顧客に対して無償で配布されるものである。

ウ 原告カタログには、別紙侵害部分対照表の番号1から18までの「原告表現」欄に記載された配列、製品、文章及び図表（以下、それぞれを同対照表の番号に従い「原告表現1」などという。）が掲載されている。原告表現1～3はカタログに掲載する製品等の選択配列に係る編集物、原告表現4～12は製品説明等の文章、原告表現13～18は図表である。

エ 原告カタログは、米国コーラー社の「In the Bathroom」及び「In the Kitchen」と題するカタログ（以下「USカタログ」という。）等の記載から製品を選択して掲載したものである。USカタログ記載の製品及び原告カタログ記載の製品は、別紙USカタログ品番目録（バス）及び同（キッチン）記載のとおりである。

(3) 被告カタログ

ア 被告は、被告カタログを作成し、平成25年10月頃、発行した。

イ 被告カタログは、顧客に対して無償で配布されるものである。

ウ 被告カタログには、別紙侵害部分対照表の番号1から18までの「被告表現」欄に記載された配列、製品、文章及び図表（以下、それぞれを同対照表の番号に従い「被告表現1」などという。）が掲載されている。一方で、被告カタログに原告の名称は記載されていない。

2 争点

(1) 原告表現1～18の著作物性（なお、被告は、被告カタログの作成に当たり原告カタログを参考にしたことを認めており、原告の著作権・著作者人格権侵害の主張に対し著作物性以外の点は具体的に争っていない。）

(2) 損害額

【判 断】

1 争点(1)（原告表現1～18の著作物性）について

(1) 編集物（原告表現1～3）について

ア 別紙USカタログ品番目録，大・中・小分類対比目録及びレイアウト対比

目録，証拠（甲 2 1）並びに弁論の全趣旨によれば，原告カタログは，U S カタログの各題号を大分類とした上，日本の住宅事情，生活習慣，原告担当者の経験に基づく米国コーラー社らしさに関する認識その他の事情を考慮してU S カタログにおける中分類の一部を選択した上でこれと異なる順に配列し，各中分類に含まれる製品及び小分類の一部を選択して配列したものであり，ページごとの構成は，製品を 2 列及び 5 行に配列する構成その他の基本的な構成を決めた上で，適宜写真を挿入するなどしてこれを変化させた構成を設けたものと認められる。

したがって，原告カタログに掲載する製品の分類，選択及び配列に作成者の個性が表現されているといえることができるから，これら選択及び配列は，思想又は感情を創作的に表現したものと認めるのが相当である。

イ 原告は，特定の製品につき価格，サイズ，材質等と製品写真を基本情報とした点にも創作性があると主張するが，製品のカタログにおいてはこうした情報を掲載するのが一般的であることを踏まえると，この点について作成者の個性が表現されているといえることはできない。

ウ 他方，被告は，上記アは米国コーラー社の製品を扱う関係者の間では常識的な事情に基づくごく一般的な分類や配置であり，創作性がないと主張する。しかし，具体的な分類の態様，製品の配列等が米国コーラー社製品を扱う者にとって常識であるとうかがわせる証拠はなく，被告の主張を採用することはできない。

エ 原告表現 1～3（上記イの部分を除く。）と被告表現 1～3 を対比すると，被告表現 1 及び 2 は，小分類名，品番及び製品名の選択配列のうち一部（別紙大・中・小分類対比目録及び同品番・製品名対比目録において「原告カタログ」欄と「被告カタログ」欄を結ぶ直線のないもの）を除き，原告表現 1 及び 2 と同一であると認められる。また，被告表現 3 は，赤枠で囲まれた部分以外は写真や文字のフォント等に一部異なる点があるが，概ね原告表現 3 に一致している。そして，被告カタログの作成に当たり被告が原告カタログを参考にしたことを認めていることに照らすと，被告表現 1～3 は，原告カタログに依拠して作成されたものであって，上記原告表現 1～3 の複製に当たると判断するのが相当である。

(2) 文章（原告表現 4～1 2）について

ア 原告表現 4 は米国コーラー社の歴史の概要とアメリカや日本における顧客，製品の種類等について述べるもの，原告表現 5 は原告カタログに掲載された製品の素材について説明するもの，原告表現 6～1 2 は原告カタログに掲載された製品のうち特定のシリーズの特徴を紹介するものであって，別紙言語表現対比目録の原告カタログ欄記載のとおり，いずれもその言葉の選択及び表現方法に工夫がみられるから，これらの各表現は作成者の思想又は感情を創作的に表現したものと認められる。

イ これに対し，被告は，U S カタログの英文を参照したものであること，一

一般的な説明が含まれていること、比較的短文であることを理由に、原告表現4～12が著作物性を欠く旨主張するが、これらに記載された内容を文章化するに当たり個別の言葉や表現に選択の幅があるといえるから、被告の主張は失当である。

ウ 原告表現4～12と被告表現4～12を対比すると、被告表現4は原告表現4と大きく異なるが、被告表現5～12は、わずかに別紙言語表現対比目録の下線部が異なるほかは、いずれも原告表現5～12と同一である。したがって、被告表現5～12は原告表現5～12の複製に当たると判断するのが相当である。

(3) 図表（原告表現13～18）について

ア 原告表現13（図表1）は、1頁全体を縦方向に均等に2分割し、左側に上から「品番について」、「カタログの表示について」、「マークのご案内」、「製品について」の説明を順次記載し、右側に上記「カタログの表示について」の記載項目に対応する製品写真、製品名その他の記載の例として、上から「〈バスの場合〉」、「〈水栓、シャワー、トイレの場合〉」、「〈洗面器の場合〉」、「〈キッチンシンクの場合〉」を記載したものである。こうした表現は、製品カタログに記載される情報を分かりやすく1ページにまとめて表現する点において表現上の工夫があるから（なお、USカタログには原告表現13に対応する図表は見当たらない。甲11）、作成者の思想又は感情を創作的に表現したものと認めるのが相当である。

原告表現17（図表5）は、「Bathroom」及び「Showering」の分類に属する製品の色又は表面加工について、原告表現18（図表6）は「Kitchen」の分類に属する製品の色及び表面加工について、それぞれを正方形の枠内に示して整列させたものであり、製品の色や表面加工の種類を分かりやすく一覧できるようにまとめてある点において表現上の工夫があるから（なお、USカタログに掲載された色見本は、色の分類及び配列順並びに枠の形状が原告表現17及び18と異なっている。甲11）、作成者の思想又は感情を創作的に表現したものと認められる。

イ 一方、原告表現14（図表2）は「アンダースコア バス」の製品につき、サイズ、重量及び容量、品番、価格、税込み価格、材質並びに色を、原告表現15（図表3）はトイレシート機能の有無及びその解説を、原告表現16（図表4）は原告カタログ9～21頁に掲載された製品の品番に対応する部材の名称、品番、価格及び税込み価格をそれぞれ表形式で整理したものであるところ、製品に関する情報を表形式で整理することが一般的であることに加え、その表現も文字又は写真を黒色の細罫線又は太罫線で区切ったありふれたものであるといわざるを得ないから、これらの点に作成者の個性が発揮されているということはできない。

ウ これに対し、原告は、原告表現14～16につき、製品を紹介するためにあえてこのような図表形式を採用した点や、掲載する製品等の選択及び配列

に創作性がある旨、被告は、原告表現13、17及び18につき、米国コーラー社製品について説明するにはそのような表現が不可欠であり、又は製品カタログにおいて一般的な表現である旨主張するが、以上に説示したところに照らし、いずれも採用することはできない。

エ 原告表現13、17及び18と被告表現13、17及び18を対比すると、別紙図表対比目録記載のとおり、被告表現13は文字のフォント又は色、写真、罫線の太さ又は色の一部のみが、被告表現17及び18は正方形枠の面積が異なるほかはいずれも同一であると認められる(甲3、5)。したがって、被告表現13、17及び18は原告表現13、17及び18の複製に当たると判断するのが相当である。

(4) 著作権及び著作者人格権の侵害の成否

以上によれば、被告表現1～3、5～13、17及び18を含む被告カタログを作成した行為は原告表現1～3(前記(1)イの部分を除く。)、5～13、17及び18に係る原告の複製権の侵害に、被告カタログを配布した行為は譲渡権の侵害に当たる。また、その一部を改変した点において原告の同一性保持権を、被告カタログに原告の名称を表示しなかった点において氏名表示権を侵害するというべきである。

2 争点(2)(損害額)について

(1) 著作権侵害に基づく損害

ア 著作権法114条2項に基づく損害

原告は、著作権法114条2項にいう「利益」には消極的利益も含まれることを前提に、少なくとも原告カタログの作成費用が被告の「利益」に該当すると主張する。

そこで判断するに、同項は、著作権侵害行為による侵害者の利益額を権利者の損害額と推定することによって損害額の立証負担の軽減を図る趣旨の規定であるから、同項所定の「利益」は「損害」に対応するものであることが前提となると解される。ところが、原告は被告による著作権侵害行為の有無にかかわらず原告カタログの作成費用の負担を免れないのであるから、原告カタログの一部を複製して被告カタログを作成したことにより被告が当該部分に関する作成費用の支出を免れたとしても、そのために原告に原告カタログの作成費用に相当する額の損害が生じたということとはできない。そうすると、上記の支出を免れたことによる被告の利益は、同項所定の「利益」となり得ないというべきである。

イ 同条3項に基づく損害

(ア) 原告は、原告カタログも被告カタログも無償で頒布されていることを踏まえると、原告が著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額の損害が発生しており、その額は原告が原告カタログの複製を許諾する対価、すなわち、原告カタログの作成費用に基づいて算定されるべきであると主張する。

(イ) そこで判断するに、前記前提事実(1)のとおり、原告と被告は共に米国コーラー社の我が国における販売代理店であって、競合関係にあるから、原告が原告カタログの全部又は一部の複製を被告に対して許諾することは通常考えられないところである。そうすると、被告による前記複製権及び譲渡権の侵害行為により原告に損害が発生したとみることができるから、原告は被告に対し著作権の行使につき受けるべき金銭の額の損害賠償を請求し得ると解するのが相当である。

(ウ) しかし、原告カタログ及び被告カタログはいずれも顧客に無償で配布されるものであり、そのような製品カタログの使用料等を算定する基準が明らかでないことに照らすと、上記損害額を立証するために必要な事実を立証することは、その性質上極めて困難であるというべきである。

そこで、著作権法114条の5に基づき相当な損害額を検討するに、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、①原告カタログは2年ごとに改訂されること(甲3, 4, 19)、②原告は原告カタログの作成のために500万円程度の費用を要したこと(甲9, 21~114, 117, 乙19。なお、原告は原告カタログの作成費用につき他社への依頼分256万2000円、従業員の作業等分461万7677円の合計717万9677円を要したと主張するところ、後者については、従業員等が多大な労力を費やしたことは認められるものの、これにより人件費が増加するなど現実の出費が生じたことを示す証拠はないので、約半分の限度で相当と認める。)、③被告は、平成25年10月31日に被告カタログ3000部の納品を受け、翌11月1日開催の記念パーティーで約200部配布するなどした後、原告から警告を受けたため被告カタログの回収及び廃棄に努めたが、約650部は配布先から回収されていないこと(甲8, 乙12~15)、④被告は平成26年3月31日に被告カタログと内容の異なる新たなカタログの納品を受けたこと(乙18)、⑤被告カタログの作成費用(他社への依頼分)は278万2500円であったこと(乙12)、以上の事実が認められる。

上記事実関係によれば、原告は無償配布する原告カタログの作成費用を2年間の営業活動により回収することを企図していたと解されるところ、被告カタログの配布期間中これを妨げられたとみることができる。これに加え、被告カタログの作成部数及び原価(1冊当たり約927円)、被告カタログには被告表現4など原告カタログと異なる部分が少なからず存在すること(甲3, 5)を考慮すると、原告の損害額は120万円であると認めるのが相当である。

ウ 他の損害について

原告は、原告の顧客を奪われたことによって営業上の利益が得られなくなったことも損害に当たると主張する。しかし、被告が現に原告の顧客を奪って原告に営業上の損害を被らせたことをうかがわせる証拠がないことに照らすと、上記イの損害に加えて、そのような損害が生じたと認めることはでき

ない。

(2) 著作者人格権侵害に基づく損害

前記(1)イ(ウ)に判示した被告カタログの作成及び配布の経過その他本件の諸事情を踏まえると、氏名表示権及び同一性保持権の侵害によって生じた損害の額はそれぞれ15万円(合計30万円)と認められる。

(3) 弁護士費用

本件訴訟の経過、上記(1)及び(2)の損害額その他本件の諸事情を踏まえると、原告に生じた弁護士費用のうち30万円を被告の負担とすべき損害と認めるのが相当である。

3 結論

以上によれば、原告の請求は180万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件当事者の原告も被告も、米国コーラー社が製造する商品の輸入会社であり、原告は日本正規代理店、被告は販売代理店と判決文に記載されているから、日本国内で販売する当該商品については競合関係にあることを被告は最初から判っていたのである。にもかかわらず、被告が作成頒布した日本語カタログの内容は、原告が独自に制作したカタログの編集物に対し著作権侵害をしたのである。

原告発行のカタログ名は、①「THE BOLD LOOK OF KOHLER 2011-2012」であるのに対し、被告発行のカタログ名は「KOHLER」であった。そして、その中の侵害部分については、添付した別紙「対照表に記載されているが、判決はこの表を対照して認否を記載しているのである。

2. 裁判所はまず、原告カタログを制作した各業者から、その成果物を受領した際に、その成果物に係る著作権の譲渡を受けたことを確認している。ただし、中には注文主から請け負ったカタログ制作会社から、著作権の譲渡を受けたとする書面(契約書)を入手することを忘れていた者がいるからである。したがって、裁判所がこの事実認定から入ったことは、著作権侵害訴訟の第一歩を忘れてならないことを、当事者に認識させたことになる。

3. さて、判決は、争点1の原告表現1～18の著作物性について、(1)編集物(1～3)、(2)文章(4～12)、(3)図表(13～18)に区分して判断している。

3. 1 まず“編集物性”については、別紙〔侵害部分対照表〕1～3に見るとおり、原告カタログは、USカタログから、日本の住宅事情、生活習慣、原告担当者の経験に基づく米国コーラー社らしさに関する認識その他の事情を考慮し、USカタログにおける中分類の一部を選択した上で、これと異なる順に配列し、

各中分類に含まれる製品及び小分類の一部を選択して配列したもので、ページ毎の構成は基本的な構成を決めた上で、適宜写真を挿入するなどして変化させた構成とした。したがって、「原告カタログに掲載する製品の分類、選択及び配列に作成者の個性が表現されているといえることができるから、これら選択及び配列は、思想又は感情を創作的に表現したものと認めるのが相当である。」と認定したのである。

これに対し、被告カタログは、原告表現1～3と被告表現1～3とを対比すると、被告表現1と2は、小分類名、品番及び製品名の選択配列のうち一部を除き、原告表現1と2と同一であり、また被告表現3は赤枠で囲まれた部分以外は写真や文字フォント等に一部異なる点があるが、概ね原告表現3に一致している。そして、「被告カタログの作成に当たり被告が原告カタログを参考にしたことを認めているに照らすと、被告表現1～3は、原告カタログに依拠して作成されたものであって、上記原告表現1～3の複製に当たると判断するのが相当である。」と判断したのである。

3. 2 “文章表現”については、別紙〔対照表〕4～12のうち、原告表現6～12は、原告カタログに掲載製品のうち特定シリーズの特徴を紹介するもので、「いずれもその言葉の選択及び表現方法に工夫が見られるから、これらの各表現は作成者の思想又は感情を創作的に表現したものと認められる。」と認定したのである。

そこで、原告表現4～12と被告表現4～12とを対比すると、4と4とは大いに異なるが、被告5～12は原告5～12とは目録の下線部が異なるほかはいずれも同一であるから、被告表現5～12は原告表現5～12に当たるとするのが相当である、と判断したのである。

3. 3 “図表表現”については、別紙〔対照表〕13～18のうち、原告表現13（図表1）は、製品カタログに記載される情報をわかりやすく1ページにまとめて表現する点において、表現上の工夫があるから、作成者の思想又は感情を創作的に表現したものと認めるのが相当である、と認定したのである。

原告表現13、17、18と被告表現13、17、18とを対比すると、別紙〔対照表〕のとおり、被告13は文字のフォント、色、写真、罫線の太さ又は色の一部のみが、被告17、18は正方形枠の面積が異なるほかは、いずれも同一であると認められるから、被告表現13、17、18は原告表現13、17、18の複製に当たる、と判断するのが相当であるとした。

3. 4 以上の理由により、裁判所は原告の主張を肯認し、被告は原告の編集物著作権を侵害していると判断したのである。

すると、被告が行った原告の著作権侵害は、本権としては複製権と譲渡権の侵害となり、著作者人格権では原告の同一性保持権と氏名表示権の侵害となる、と裁判所は認定したのであり、妥当な判断であるといえるのである。

4. 次の争点は損害額であるが、判決は合計180万円と判示したのである。

4. 1 著作権侵害に基づく損害について、原告は法114条2項を適用し、同項にいう利益には消極的利益である原告カタログの作成費用が被告の利益に該当すると主張したが、これに対し裁判所は、被告が「原告カタログの一部を複製して被告カタログを作成したことにより被告が当該部分の作成費用の支出を負われたとしても、そのために原告に原告カタログの作成費用に相当する額の損害が生じたということとはできない。そうすると、上記の支出を免れたことによる被告の利益は、同項所定の『利益』となり得ないというべきである。」と認定したのである。

また、原告は法114条3項に基づく損害の主張をしたが、本件当事者はわが国においては競合関係にあり、「原告が原告カタログの全部又は一部の複製を被告に許諾することは通常考えられないことであるから、被告による複製権と譲渡権の侵害行為によって原告に損害が発生したと見ることができるから、原告は被告に対し著作権の行使につき受けるべき金銭の額の損害賠償を請求し得ると解するのが相当である。」と、裁判所は説示したのである。しかし、ここは本件についての法114条3項の適用をめぐる問題であるから、先に不可といいながら、後では可ということは矛盾ではないか。

それとも裁判所の真意は、法114条3項の適用は競合者間では通常考えられないことであるのだが、それを無視すればそういう関係者であってもよいのではないか、ということなのだろうか。

4. 2 ところで、原告カタログも被告カタログも、需要者・取引先には無償で配布されるものであるから、商品カタログについての使用料を算定する基準は明らかでなく、損害額を立証することは性質上極めて困難である、と裁判所は認定した後、法114条の5に基づき相当な損害額について検討したのである。

そして、いろいろ考慮した結果、「損害額は120万円であると認めるのが相当である。」と判断したのである。

4. 3 次に、著作者人格権の侵害に基づく損害として裁判所は、氏名表示権及び同一性保持権の侵害によって生じた損害額は、それぞれ15万円×2=30万円と認定したのである。

さらに裁判所は、弁護士費用については、「損害額その他本件の諸事情」を踏まえると、30万円を被告の負担すべき損害と認めるのが相当であると認定したのである。

4. 4 しかしながら、なぜ、著作者人格権侵害の損害額が30万円、弁護士費用が30万円と算定するのが相当といえるのか、的確な理由は全く述べられていないから、理解に苦しむところである。それらの金額についてはあえて「相当」とはいえても、「妥当」とはいえない、と筆者は思うのである。

[牛木 理一]

(別紙)

〔カタログ目録〕

- 1 カタログ名 「THE BOLD LOOK OF KOHLER 2
013-2014」
発行者 原告
- 2 カタログ名 「THE BOLD LOOK OF KOHLER 2
011-2012」
発行者 原告
- 3 カタログ名 「KOHLER」
発行者 被告

(別紙)

〔 侵害部分対照表 〕

番号	原告表現	被告表現
1	別紙大・中・小分類対比目録の「原告カタログ」欄記載の分類	別紙大・中・小分類対比目録の「被告カタログ」欄記載の分類
2	別紙品番・製品名対比目録の「原告カタログ」欄記載の品番及び製品名	別紙品番・製品名対比目録の「被告カタログ」欄記載の品番及び製品名
3	別紙レイアウト対比目録各ページ上段	別紙レイアウト対比目録各ページ下段
4	別紙言語表現対比目録記載1の「原告カタログ」欄の「内容」欄	別紙言語表現対比目録記載1の「被告カタログ」欄の「内容」欄
5	別紙言語表現対比目録記載2の「原告カタログ」欄の「内容」欄	別紙言語表現対比目録記載2の「被告カタログ」欄の「内容」欄
6	別紙言語表現対比目録記載3の「原告カタログ」欄の「内容」欄	別紙言語表現対比目録記載3の「被告カタログ」欄の「内容」欄
7	別紙言語表現対比目録記載4の「原告カタログ」欄の「内容」欄	別紙言語表現対比目録記載4の「被告カタログ」欄の「内容」欄
8	別紙言語表現対比目録記載5の「原告カタログ」欄の「内容」欄	別紙言語表現対比目録記載5の「被告カタログ」欄の「内容」欄
9	別紙言語表現対比目録記載6の「原告カタログ」欄の「内容」欄	別紙言語表現対比目録記載6の「被告カタログ」欄の「内容」欄
10	別紙言語表現対比目録記載7の「原告カタログ」欄の「内容」欄	別紙言語表現対比目録記載7の「被告カタログ」欄の「内容」欄
11	別紙言語表現対比目録記載8の「原告カタログ」欄の「内容」欄	別紙言語表現対比目録記載8の「被告カタログ」欄の「内容」欄
12	別紙言語表現対比目録記載9の「原告カタログ」欄の「内容」欄	別紙言語表現対比目録記載9の「被告カタログ」欄の「内容」欄
13	別紙図表対比目録記載「原告図表1」	別紙図表対比目録記載「被告図表1」
14	別紙図表対比目録記載「原告図表2」	別紙図表対比目録記載「被告図表2」
15	別紙図表対比目録記載「原告図表3」	別紙図表対比目録記載「被告図表3」
16	別紙図表対比目録記載「原告図表4」	別紙図表対比目録記載「被告図表4」
17	別紙図表対比目録記載「原告図表5」	別紙図表対比目録記載「被告図表5」
18	別紙図表対比目録記載「原告図表6」	別紙図表対比目録記載「被告図表6」

(以下別紙省略)